

# 国会会議録検索システムの使い方

## 1. 国会の会議録検索システムとは

国会会議録検索システムは、第1回国会（昭和22年（1947）年5月開会）以降の本会議、委員会などの会議録を、開催日付、発言者名、発言内容などから検索できるようにしたデータベースです。国立国会図書館が、衆議院・参議院と共同で提供しています。

国会での立法過程は、法案の提出、本会議での趣旨説明、担当の委員会への付託、委員会での審査（必要に応じ、有識者から意見を聞く公聴会などの開催）、本会議での審議といった経過をたどります。この間の記録として会議録があり、法案、予算のほか、国政全般にわたる議論の内容をることができます。

## 2. 基本的な使い方



●自宅で使う●<<https://kokkai.ndl.go.jp/>>にアクセス。

または当館ホームページトップ<<https://www.ndl.go.jp>>にあるバナーをクリック。

●館内で使う●利用者端末にログインし、以下の順に選択します。

トップ画面>「電子情報」>「分野から探す」>「政治・法律・行政」>「国会会議録検索システム」

### (1) 検索方法

#### ① キーワードで検索



国会会議録検索システム

第1回国会（昭和22年5月）からの本会議・委員会の会議録を、テキスト又は画像で閲覧できます。

検索して探す

シンプル表示トップ ヘルプ（使い方ガイド）

キーワード AND 検索 詳細検索

発言のほか、会議の名称、発言者の氏名など、幅広くキーワードで検索できます。

「詳細検索」ボタンを押すと検索項目を指定して検索するための画面が表示されます。

The screenshot shows the search interface of the National Diet Library's Parliamentary Record Search System. At the top, there is a header with the system's name and a small image of an open book. Below the header, there is a search bar with a red box around the 'キーワード' input field. To the right of the input field are buttons for 'AND', a magnifying glass icon, and '検索'. Further to the right is a '詳細検索' button with a red box around it. Two green callout boxes point to the bottom of the page. The left callout box contains the text '発言のほか、会議の名称、発言者の氏名など、幅広くキーワードで検索できます。' (You can search for speeches, meeting names, speaker names, etc., using a wide range of keywords). The right callout box contains the text '「詳細検索」ボタンを押すと検索項目を指定して検索するための画面が表示されます。' (When you click the 'Detailed Search' button, a screen for specifying search items will be displayed).

## ② 詳しい条件で検索

発言などに含まれている語を検索できます。

検索語・発言者指定

検索語  AND  激密な検索

対象箇所  会議録情報  本文（発言単位）  末尾  質問主意書

発言者名  肩書き  所属会派  役割指定なし

発言者欄を追加（OR検索）  検索語・発言者欄を追加（AND検索）

発言者を限定して検索できます。 リストから選べます。

会議指定

院名  衆議院  参議院  両院協議会・合同審査会等

開催日付 令和  年  月  日  から  令和  年  月  日

国会回次 第  回 から 第  回

□ 開会中審査のみ

会議名  目次・索引のみ

号数  号 から  号 追録・附録のみ

会議欄を追加（OR検索）

検索  リセット

## ③ 日付や回次で特定

会議の開催日、院名・会議名から会議録を選んで表示します。開催日を指定すると、対応する回次が自動で入力されます。

会期カレンダー（色付き＝会期中）

年 2020 年 3 月 < >

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

第  回 回次を指定できます。

院の指定：すべて

会議名の指定：すべて

すべての号

表示する

・カレンダーで日付を指定できます。  
・日付を指定すると、対応する回次が右側に自動的に入ります。

・回次を指定すると院・会議名が選べます。  
・日付を指定せずに回次だけを入力した場合は、会議録の号数も選べます。  
・目次・索引・附録・追録も選べます。

日付や回次、会議名を特定してから「表示する」ボタンを押すと、該当の会議録が表示されます。

## (2) 検索結果の表示

検索結果一覧画面で、「該当箇所をすべて展開」ボタンを押すと、検索語を含む発言等の箇所を見ることができます。

検索結果一覧画面

検索結果 該当会議録：13件 / 該当箇所：13  
該当会議録のうち1-13件を表示

会議の開催年：すべて ホームの指定：すべて 会議録内の部分：すべて 絞込

1 第6回国会 衆議院 本会議 第23号 昭和24年12月2日 テキスト表示 PDF 総ページ数：24  
△ 該当箇所の一覧を閉じる

皇稻田柳右門 発言番号052 テキスト表示 PDF : 9ページ目

を御えることに決しました。 次に、国立国会図書館のその後の経過及び近況についてご報告並びに御紹介いたいと存します。 まず第一に、ただいま申し上げました納本制度

2 第6回国会 衆議院 図書館運営委員会 第3号 昭和24年11月19日 テキスト表示 PDF 総ページ数：12  
△ 該当箇所の一覧を閉じる

金森徳次郎 発言番号043 テキスト表示 PDF : 10ページ目

○金森国会図書館長 第五国会におきまして、國立国会図書館法の一部を改正する法律が制定せられました。つまりその項目は、納本制度

各発言の全文のテキストを表示します。

会議録のうち、各発言が掲載されている  
ページの先頭が PDF で表示されます。

発言者情報

選択した発言をダウンロード

□ 全選択/解除

039 早稻田柳右門 ① 0.9  
040 金森徳次郎 ① 0.9  
041 早稻田柳右門 ① 0.9  
042 早稻田柳右門 ① 0.9  
043 金森徳次郎 ① 0.10

043 金森徳次郎

○金森国会図書館長 第五国会におきまして、國立国会図書館法の一部を改正する法律が制定せられました。つまりその項目は、納本制度をう趣旨がありました。そこで法律が改正せられますれば、納本の手続及び金額を賠償いたしまする手続をつくらなければならぬのでありますこの法律が御決定になりますときに、具体的な計画は、国会の両院におきまして、参考の文書を提出して具体的に御説明をしておいたのであうち法律は制定せられ、ただちに施行の時期に入つて参つたのであります。そのときに、今日差し出しましたような規程をつくりまして、両御承認を得るのが本旨でありましたが、中身は法律改正のときに申し上げた通りと寸分違つておりませんし、また国会も終わつてしまつて、わざわざ特別な委員会をお聞きいただくのも恐縮と存じましたので、御承認を得ることなくしてこの規程をつくつたわけであります。今ご承認を得たいということであります。中身におきましては、金を支払いまする場合、つまり納本されましたものにつきまして金額を使いまして、当時国会の御意見もあり、できるだけ民主的な方法でやるべきということでありますために、出版業者の多数を集めて会合を開かれの人とも十分の連絡をとつて具体的な措置をいたしました。今日にいたりまする数箇月の経験に徹しまして、何らの不満の声をも聞いて

発言者の情報（所属会派など）を表示します。

前の検索結果 | 2 / 13 | 次の検索結果

読み上げ (別画面) テキスト表示 PDF全ページ (別画面)

ページ移動 指定ページへ 10 / 12 表示

1 / 1

第一類第二十二号 國書館運営委  
別区を含む。(及び町村の場合にあつては、発行部数が五百部以上)のときは、その三部とし、発行部数が五百部未満のときは、その一部とする。  
三市町村に准ずるものの場合にあつては、前号の規定による。  
第三條 法第二十五條第三項に規定する代價金につき、館長は、出版関係者その他の知識経験ある者の意見を徵し、その額を決定する。  
第四條 法第二十四條第一項第六号に該当する出版物については、当分の間、その納入を免する。但し、特別の事由あるときは、この限りでない。  
この規程は、昭和二十四年七月一日から施行する。  
附 則  
○金森国会図書館長 第五国会におきまして、國立国会図書館法の一部を改正する法律が制定せられました。つまりその項目は、納本制度を完備すると特別の事由あるときは、この限りでない。  
この規程は、昭和二十四年七月一日から施行する。

### 3. 具体的な使い方の例

#### (1) 法案の論点を調べる

どのような法案が審議されているかは、衆議院のホームページ([https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/menu.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/menu.htm))、参議院のホームページ(<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/current/gian.htm>)などで調べることができます。

その上で、法案名、国会回次、日付などから国会会議録を検索し、法案の趣旨説明、質疑、討論などを見ることで、法案の論点を調べることができます。

特に国立国会図書館の日本法令索引(<https://hourei.ndl.go.jp/>)を使うと、法案の審議経過に沿って国会会議録検索システムにリンクが貼られていますので、効率的に調べられます。

The screenshot shows a search result for the 'Law of the National Diet Library' (国立国会図書館法). The main content includes:

- 法律番号: 昭和23年法律第5号
- 公布年月日: 昭和23年2月9日
- 法令の形式: 法律
- 効力: 有効
- 分類: 国会/国立国会図書館 / 教育・文化/社会教育・体育/社会教育

立法案名: 国立国会図書館法案

提出回次: 第2回国会

種別: 衆法

提出番号: 国書館運営委員長

提出者: 国書館運営委員長

提出年月日: 昭和23年2月3日

成立年月日: 昭和23年2月4日

下方には「法令沿革 25件」、「被改正法令 1件」、「審議経過 13件」のタブがあります。現在表示されているのは「審議経過」タブです。

右側には関連リンクが表示されています：

- 法令本文へのリンク
- 総務省 e-Gov法令検索
- 國立公文書館 デジタルアーカイブ
- 衆議院 制定法
- 國立国会図書館 関係法規
- 法務省 日本法令外語訳データベースシステム
- 國立国会図書館デジタルコレクション-2

審議経過タブでは、第2回国会 衆議院 図書館運営委員会 第2号 昭和23年2月2日 の結果が表示され、「テキスト表示」と「PDF」のボタンがあります。

◆法律名や法案名で検索できます。

◆検索結果一覧の中から調べたい法案を選んだ後、「審議経過」タブを選択すると、上の画面のような会議録一覧が表示されます。「テキスト表示」または「PDF」のボタンを押すと、国会会議録検索システムの該当ページが表示され、審議の内容を確認することができます。

#### (2) 法律用語の解釈を調べる

ある法律用語などについて、政府がどのような解釈をしているか、それについてどのような議論があったかを調べることができます（例えば、「武力の行使」（憲法第9条第1項））。なお、内閣法制局の国会答弁は、『国会答弁抄』内閣法制局（加除式）〈当館請求記号：BZ-5-11〉にまとめられています。

#### (3) ある政策分野についての議員の見解を調べる

例えば、経済政策、女性政策などの特定の政策分野に関する議員の見解などを、過去にさかのぼって調べることができます。